

## パワーコンディショナ 有償修理規約

本規約は、新電元工業株式会社（以下、当社という）製パワーコンディショナの製品保証・延長保証終了後または故障内容が保証対象の範囲外で、お客様が有償修理を当社に依頼される場合に適用される基本条件を定めたものです。

当社は本規約に従ってお客様に修理サービス（以下「本サービス」という）を提供させていただきますので、あらかじめ本規約にご同意をいただいた上でご依頼下さいますようお願いいたします。

### 1. 修理方法

修理方法としては以下よりお客様と相談の上、決定させていただきます。

- (1) センドバック修理：当該品をお預かりし、当社にて修理を実施してご返却。
- (2) 代品修理対応：当社にてリフレッシュ（主要部品を新品と交換）した再生品（以下、代替品という）との交換。当社から代替品を発送した時点で当該品（取り外した製品）の所有権は当社に帰属するものといたします。ご返却頂けない場合は、以降の修理サービスがご利用いただけなくなる場合がありますので、当該品は速やかに当社へご返却いただくようお願いいたします。

※お客様にて製品に改造を加えている場合は「代品修理対応」は出来ません。(1)項の「SENDバック修理」で対応いたします。

- (3) オンサイト修理：部品交換など、現地での修理が可能な場合に現地にて修理を行う。

なお、(1)および(2)について、当社指定の返送方法以外で当該品を返送した場合、発生した輸送費はお客様負担といたします。

※(1)および(2)の修理において、パワーコンディショナの取外し、取付け交換作業が必要な場合は、お客様にて対応をお願いいたします。当社にて交換作業も請け負いは可能ですが、(4)項の通り別途料金が発生いたします。

※修理の際、設定された値および蓄積されたデータはリセット（初期化）されます。お客様自身で交換する際は、必ず元の値をお控えの上、交換後にお客様にて再設定をいただくようお願いいたします。

なお、本製品の故障、修理により本体内のデータの破壊または消失が発生した場合、原因や損害の内容・程度に関わらず、当社は一切責任を負いません。

- (4) 製品交換作業：お客様に代わり当社が機器の交換を実施します。

期間指定なし、期間指定あり（3営業日指定；要追加料金）、期間指定あり（5営業日指定；要追加料金）よりご依頼いただけます。

### 2. 修理期間

SENDバック修理の場合、当社へ到着後、30日程度（当社稼働日）で修理完了品をご指定先に発送いたします。

なお、修理期間中の代替製品の貸出しなどは行っておりません。

代品修理対応の場合、在庫品があれば、受注後3日程度（当社稼働日）で発送いたしますが、調査報告書については、当該品受付後、30日程度（当社稼働日）要します。

但し、修理中の予期せぬ事態、または特殊な製品などで代替品の在庫が無い場合は通常より多く時間を要する場合がありますので、予めご了承下さい。

オンサイト修理の場合、当社とお客様にて都度日程調整をいたします。

### 3. 修理品・代替品に対する保証期間

修理品または代替品に対する保証期間は90日間といたします。

修理品または代替品の当社発送日から90日以内に故障が発生した場合は、無償にて再修理あるいは再代替品の提供を行います。なお、修理、再修理につきましては、当社で修理を実施した同一基板もしくは同一部品が故障した場合のみ無償とさせていただきます。

なお、当該品に保証期間が残っている場合、保証残存期間と修理品または代替品の保証期間のどちらか長い方を保証期間として適応いたします。

### 4. 修理受付対応期間

修理受付対応期間は製品の生産中止日より7年間とさせていただきます（生産中止日につきましては当社HPにてご確認ください）。但し、期間内においても修理するための部品の生産中止等の理由で代替品のご提案をする場合があります。

### 5. 修理料金

本サービスに関わる料金（修理料金、その他の費用を含む）は当社規定料金表（図番；SK-170058）を適用します。

なお、規定料金表に定めた料金の他に以下に該当する場合は別途費用が発生します。

- (1) 離島または離島に準ずる遠隔地への出張修理及び輸送費は、遠隔地費用をご負担いただきます。
- (2) 出張修理時に特殊対応・特殊作業にかかる費用（重機の使用、足場設置の費用等）は別途追加費用が発生します。
- (3) 出張修理時にお客様にて取扱説明書に記載してある内容を守らなかったために発生した追加作業については、別途追加費用が発生します。
- (4) 当該品の返送につきましては、当社の規定する方法で送付いただきます。それ以外の方法で返送される場合、送料はお客様のご負担となります。
- (5) 出張修理のご依頼を頂き、お客様起因（直前の日程変更等）による作業中止の場合、修理を実施せずとも当社作業員の出張費用をご負担いただきます。
- (6) 土日祝祭日及び当社休業日に作業実施をご指定される場合は別途追加費用をご負担いただきます。
- (7) 早朝および夜間等の当社稼働時間（AM9時～PM17時）外に作業実施をご指定される場合は別途追加費用をご負担いただきます。
- (8) 出張点検作業の結果、お客様が申告された故障の現象が確認出来ないことにより、当該品が故障していないことが判明したために、修理等の措置を行わなかった場合には、出張費用および点検費用をご負担いただきます。
- (9) ご返却いただいた当該品について、お客様が申告された故障の現象が確認出来ない場合には、製品の正常動作の確認検査のみを実施し、ご返却させていただきます。その際は、当社で定めた解析費用・

検査費用および送料をご負担いただきます。なお、代品修理対応の場合は、お見積り時の価格をご負担いただきます。

(10)修理が不可能な全損製品（水没・直撃雷等による故障品）については、新品のご購入をご案内しております。

(11)代替品と入替え後にご返却いただいた当該品が改造製品・全損製品（水没・直撃雷等による故障品）などで修理できない製品と当社が判断した場合は、代替費用に加えて追加費用をいただきます。

## 6. 製品交換作業オプション（期間指定あり）特約

(1) 修理方法は代品修理対応に限定いたします。

(2) 機器型名（例：オプション型名）によっては在庫状況により期間指定をお受け出来ない場合があります。

(3) 重機の使用や足場の設置等が必要な特殊作業の場合等、期間指定が選択出来ない場合があります。

(4) 期間指定のお約束期間（3日、5日）は、お客様との修理実施の合意時（15時以降は翌営業日が起点となります。）から作業開始までの日数（翌営業日が1日目）となります。なお、当社の営業日以外についてはお約束期間算定に含まれません。

(5) 作業を実施する対象発電所は当社単独での入出自由な環境（例：ダイヤル式鍵等）を基本としております。お客様立会い（開錠等含む）のもとで実施することも可能ですが、お客様都合によるお約束期間遅延は免責とし、期間指定分の料金差額の返金はいたしません。

(6) お客様要因（急な日程変更、作業環境が事前通知内容と相違がある等）で期限を守れなかった場合によるお約束時間遅延は免責とし、期間指定分の料金差額の返金はいたしません。

(7) 当社要因によりお約束期限を守れなかった場合は、変更後の区分の料金を適用とさせていただきます。（但し、遠隔地及び特殊対応に掛かる費用分を除く）

(8) 天候要因（交換修理後の復旧が確認できない状況）、天災地変（地震・津波等）や戦争・革命で期限を守れなかった場合によるお約束時間遅延は免責としますが、変更後の区分の料金で請求いたします。（但し、遠隔地及び特殊対応に掛かる費用分を除く）

(9) その他追加料金が発生する場合は、5. 修理料金に準じます。

## 7. 修理業務委託

当社は当社の判断と責任のもとで、修理または代替品交換の実施および維持に係る作業の一部およびすべてにおいて協力会社に委託する場合があります。

## 8. 契約の成立

本サービスに関する契約は、お客様が修理をご希望になる修理依頼品について、当社所定の方法（修理見積書兼依頼書＝図番；SK-170059）等により本サービスをお申込みになり、当社において必要事項および本サービス提供の可否等を確認の後、当社がお客様のご依頼を承諾することをもって成立するものとします。

なお、本サービスの契約成立後にお客様の御都合によりキャンセルされる場合、キャンセル料が発生する場合があります。

また、当社は、本規約に定める場合のほか、お客様のご依頼の内容、時期、方法、依頼時提供情報、過去の契約履行状況等、その他事情によっては本サービスを提供できない場合があります、当社の任意の判断でご依頼をお断りする場合がございますので、ご了承下さい。

## 9. サービスの中断及び停止

当社は、次の場合お客様へ通知し、本サービスの提供を中断または停止することが出来るものとします。この場合、掛かった出張費用等を請求させていただきます。

- (1)お客様よりお申し出いただいた現地情報と実際の発電所環境とが著しく異なり、作業が困難と判断した場合
- (2)発電所またはそこへの搬入経路において、障害物・遮蔽物等があり撤去しないと作業が困難と判断した場合
- (3)その他、危険なため作業が困難と判断をした場合

## 10. 損害賠償

当社が本サービスの提供について負う責任は、本規約に定める事項・内容に限られるものとし、特別な事情からお客様に生じた損害、お客様の逸失利益、第三者からお客様になされた賠償請求に基づく損害、その他お客様が修理依頼品または交換品の故障・不具合等により当該製品を使用できなかったことによる損害については一切の責任を負わないものとします。

また、本サービス利用に際して当社の故意または重大な過失により損害を与えた場合の損害賠償は当社より提供しているサービス料金を上限とします。

## 11. 秘密の維持（個人情報の取り扱い）

(1)当社は、契約に際し知り得た秘密若しくは非公開である旨の表示がなされた情報に関して、当社及び委託先（権利許諾先含む）以外に漏洩または開示してはならないこととします。但し、次の各号に該当する情報に関しては秘密保持義務の範疇外とします。

- a.開示または情報提供時において既に公知の情報及び開示若しくは提供後に当社の違反行為の責によらず公示となった情報。開示前に既に当社が保有していた情報、当社が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。当社が契約者の秘密情報に依存することなく他の研究開発活動で独自に得た情報。
- b.法律上正当な権限を有する機関からの請求によるもの。

(2)当社および依頼者は、本サービスの実施にあたり、平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号個人情報の保護に関する法律第 2 条、第 1 項規定に従い適切に管理します。

## 12. 個人情報（収集データ含む）の使用・開示・訂正

当社は、ご提供頂いた個人情報および本サービスにて収集したデータを適切に保管・使用または処理致しますが、以下の場合に限りお客様の個人情報（収集データ）を提供および使用致します。また、お客様からご提供いただいた個人情報について、お客様が確認、訂正、消去を希望される場合、合理的な範囲で迅速に対応いたします。

- (1)本サービスに必要な協力会社（販売店、修理会社、決済代行会社等）に対し個人情報を提供します。  
なお、この場合、当社と協力会社は個人情報の取り扱いに関し、本規約同等の契約を結ぶものとします。
- (2)当社サービスおよび当社製品の各種お知らせ・ご案内等で個人情報を使用します。
- (3)当社サービスおよび当社製品の改善および機能向上の目的で本サービスにて収集したデータを使用します。

### 13. 反社会的勢力の排除

- (1)依頼者は、自己、自社、自社の関連会社（自社の議決権株の半数を有する親会社、及び自社が議決権の半数を有する子会社または、資本関係がある関連会社）等の役員が、現在及び将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団員であったもの、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ及び特殊知的暴力集団、その他これらに準じる者及び団体（以下暴力団と略）のいずれかにも該当しないこと及び次のいずれかにも該当しないことを表明し保証すること。
- a.暴力団等が経営を支配しているまたは関与していると認められる関係を有すること。
  - b.自社等もしくは第三者の不当利益を得る目的を問わず不当に暴力団を利用すること。
  - c.暴力団等に資金等を提供、または便宜を供与するなどの関与を有すること。
  - d.自社及び関連会社の役員及び経営に関与している者が暴力団等との社会的に非難される関係を有すること。
  - e.暴力的な要求、法的な責務を超えた不当な要求行為を行うこと。
  - f.風説を流布し偽計あるいは威力を用いて当社の信用を毀損、または当社の業務を妨害すること。
- (2)当社は、依頼者が前項の規定に違反した場合、契約者に何らかの催告及び通告なくして本契約の一部若しくは全部を解除することができるものとする。
- (3)依頼者が第1項の規定に反した場合、依頼者は当社に対し負担する一切の金銭責務に関して直ちに責務を弁済しなければならないものとする。
- (4)依頼者が上記(1)項及び(2)項により契約を解除された時に当社が損害を被った際には、当社は依頼者に対して損害賠償請求をできるものとする。

### 14. 準拠法

利用契約の成立、履行及び解釈は日本国法に準拠するものとします。

### 15. 所轄裁判所

依頼者及び当社は利用契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

### 16. 協議

本サービス仕様書の定めのない事項やサービス履行に関して疑義を生じた場合には、依頼者及び当社は誠意を持って協議し円満解決を図るものとします。

### 17. 免責

本サービスに関し、以下の(1)～(6)の事由は、当社の責に帰すべからざる事由（ただし、これらに限られない）であり、当社は、当該事由に起因して契約者に生じた損害についてはいかなる法律上の義務も負わないものとします。

- (1)お客様環境（当社製品既定外の設置環境含む）およびお客様が管理する設備に起因するトラブル
- (2)機器やシステムを第三者が故意に破壊等したことに起因するトラブル
- (3)お客様が本仕様書を遵守しないことに起因するトラブル
- (4)お客様が本サービスを利用することにより第三者との間で生じたトラブル

(5)自然災害や天災地変で生じたトラブル

(6)戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・疫病・伝染病・その他外来からの事由で生じたトラブル

**【サービス運営者】**

〒357-0013

埼玉県飯能市芦荻場3-1

新電元スリーイー株式会社

**【お問い合わせ先】**

〒357-8585

埼玉県飯能市南町10-13

新電元工業株式会社

パワーコンディショナお客様相談窓口

TEL : 0120-055-595 FAX : 042-971-1016

E-mail : pcs\_call1@shindengen.co.jp

受付時間 : 9 : 00 ~ 12 : 00 及び 13 : 00 ~ 17 : 00

(土、日、祝祭日及び当社休業日を除く)